

選挙第 6 号

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の本市選出議員 1 人を選挙するものとする。

令和 7 年 8 月 1 日提出

向日市議会議長

〈参 考〉

◎京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該関係市町村の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

（1） 京都市 4人

（2） 宇治市 2人

（3） 前2号に掲げる市以外の市町村 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条第1項から第4項までの例による。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議員でなくなったときは、その職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。